

令和3年5月24日
第229回都市計画審議会

どんぐり山憩いの森公園の都市計画変更について

1 概要

北町七丁目において、都市計画道路沿いの貴重な樹林地について、みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、約0.18haの区域を都市計画公園区域に追加する。

2 都市計画の変更内容

P4のとおり

3 これまでの経過および今後の予定

令和2年12月23日	練馬区都市計画審議会へ原案報告
令和3年1月4日	都市計画原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出受付
～25日	
1月14日	都市計画原案の説明会
3月29日	東京都知事協議終了
4月1日	都市計画案の公告・縦覧、意見書受付
～15日	(意見書の提出2通)
5月24日	練馬区都市計画審議会へ付議
6月下旬	都市計画変更・告示

4 議案

議案第458号 東京都市計画公園の変更(練馬区決定)

[練馬第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園の変更]

(1) 都市計画の案の理由書	P3
(2) 計画書	P4
(3) 位置図	P5
(4) 計画図	P6

5 案に関する意見書の要旨および区の見解 P7

6 添付資料

現況写真(参考資料) P9

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 練馬第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園

2 理由

練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）では、本計画地のある北町七丁目を含む第1地域のまちづくりの指針において、東京都市計画道路幹線街路放射第35号線や本公園などとあわせてみどりのネットワークを形成するものとし、日常的なレクリエーションの場等としての公園の整備を推進することとしている。また、練馬区みどりの総合計画（平成31年4月）では、「重要な樹林地の保全」を重点施策としている。

本公園に追加する土地は、クヌギ、コナラなどからなる樹林地で、面積は約0.18ヘクタールあり、そのうち約0.12ヘクタールは昭和52年から市民緑地として、広く区民の利用に供している。また、放射35号線北町地区地区計画内に位置し、地域のランドマークとして自然と調和した災害に強いまちづくりに資するとともに、拡張整備により本公園の機能および利便性の向上に寄与するものである。そのため、緑確保の総合的な方針（改定）（令和2年7月）において、確保候補地に位置付けている。

こうしたことから、みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、本公園南側に隣接する約0.18ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。

東京都市計画公園の変更(練馬区決定)(案)

東京都市計画公園中練馬第2・2・92号どんぐり山憩いの森公園をつぎのように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	練馬第2・2・92号	どんぐり山憩いの森公園	練馬区北町七丁目地内	約0.44ha	樹林地、広場、園路

「区域は計画図表示のとおり」

理由 みどりのネットワークの形成と公園機能の向上を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

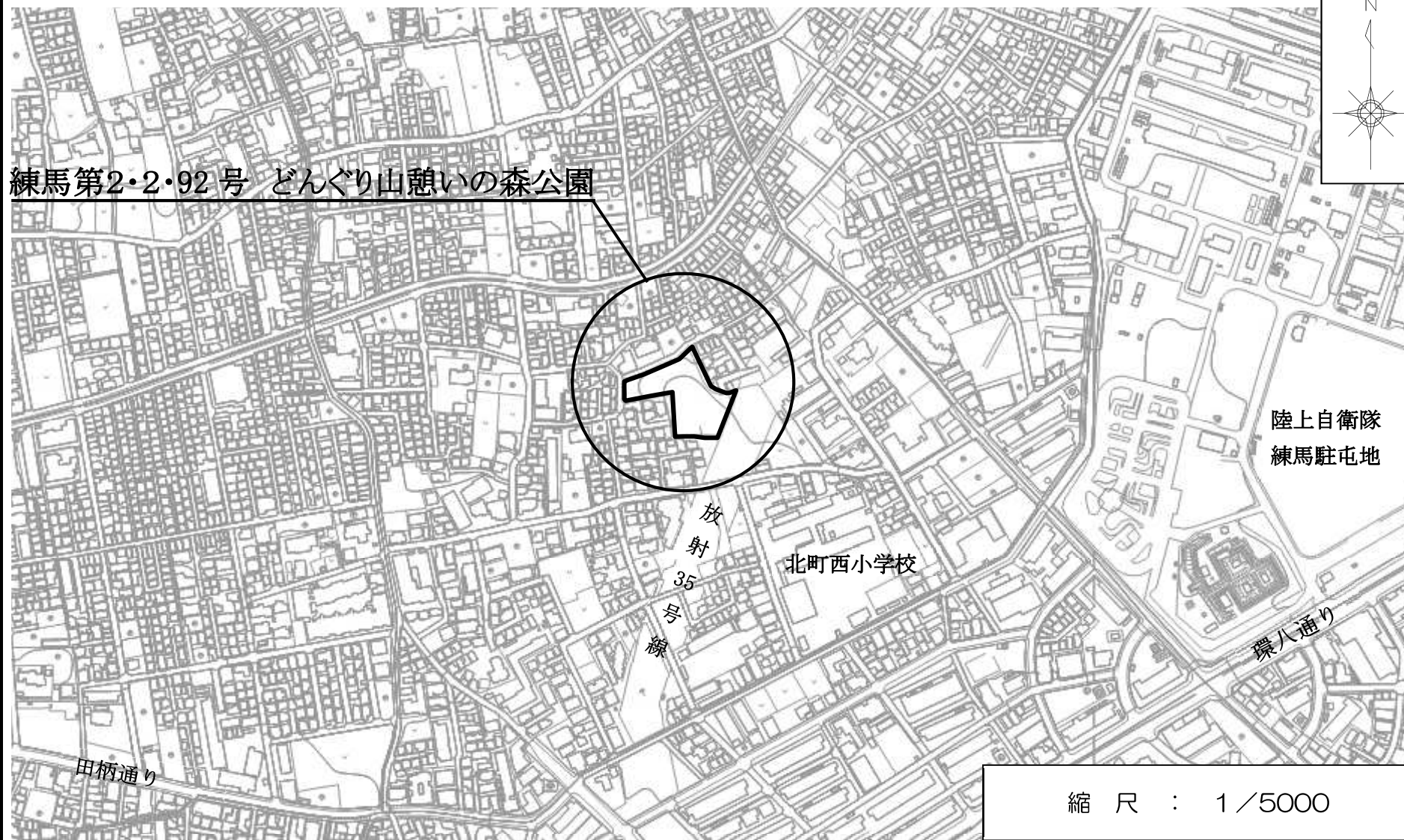
種 別	名 称		新 旧	位 置	面 積	摘 要
	番 号	公 園 名				
街区公園	練馬第2・2・92号	どんぐり山憩いの森公園	新	練馬区北町七丁目地内	約0.44ha	位置、区域および面積 の変更
			旧	練馬区北町七丁目地内	約0.26ha	

変更概要

名 称	変 更 事 項	
練馬第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園	1 位置の変更	練馬区北町七丁目地内 → 練馬区北町七丁目地内
	2 区域の変更	計画図表示のとおり
	3 面積の変更	約0.26ha → 約0.44ha

東京都市計画公園 練馬第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園 位置図〔練馬区決定〕

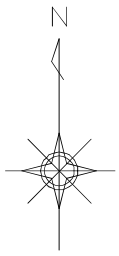
案



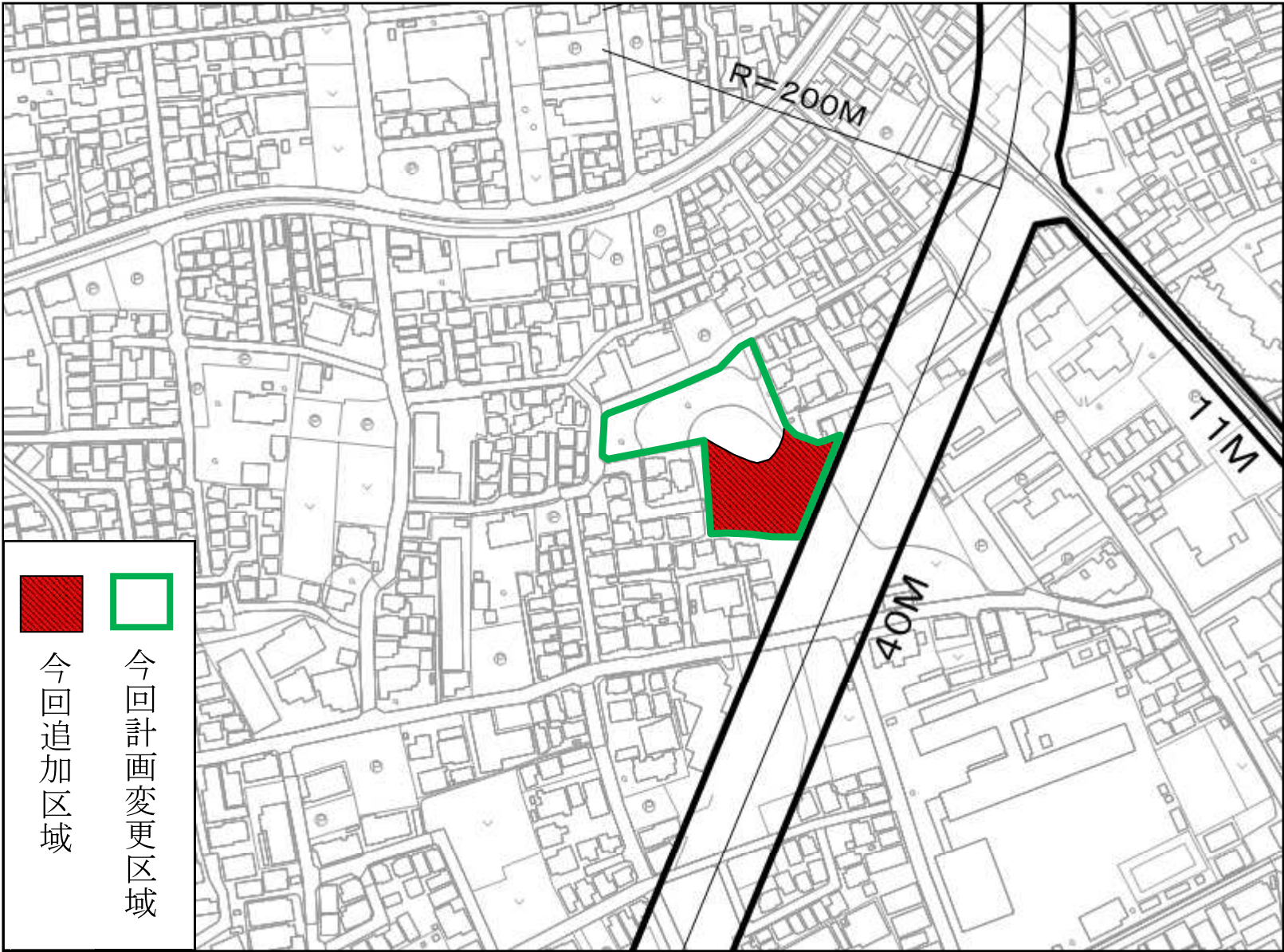
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)2都市基交著第1号

東京都市計画公園計画図(案)

練馬第二・二・九十二号 どんぐり山憩いの森公園



縮尺二千五百分之一



東京都市計画公園練馬第2・2・92号どんぐり山憩いの森公園
都市計画の案に関する意見書の要旨および区の見解について

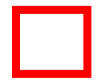
練馬第2・2・92号どんぐり山憩いの森公園都市計画の案については、下記の日程で案の縦覧および意見書の受付を行い、意見書が提出されました。提出された意見書の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

○案縦覧等

- ・案縦覧期間 : 令和3年4月1日～4月15日
- ・意見書受付期間 : 同上
- ・意見書提出数 : 2通(3件)

	意見書の要旨	区の見解
1	<p>整備内容について</p> <p>(1)リードを付けた犬を柔らかい地面の上を歩かせることができる場所を作ってほしい。ロープ柵の色を変えるなどで犬が入れるスペースの区分けが分かるようにすれば良い。犬を飼っている高齢者の休息場所やコミュニケーションの場になると思う。</p> <p>(2)公園内に駐輪施設を設置しないでほしい。設置すると緑地が減ることや、自転車が放置される懸念がある。どうしても必要な場合は大通り沿いとし、計画地北側の区道沿いには設置しないでほしい。</p> <p>(3)事件・事故防止、犯罪抑止力が高まることや地域住民の安全のために公園灯を増設してほしい。</p>	<p>どんぐり山憩いの森公園の都市計画の案は、都市計画道路沿いの貴重な樹林地について、みどりのネットワーク形成と公園機能の向上を図るために、約0.18haの区域を都市計画公園の区域に追加することを目的としています。</p> <p>現在、区立公園・緑地では原則、犬を連れて入ることを認めておりません。また、駐輪施設は、公園規模などに応じて設置しています。</p> <p>今後、設計をする前に説明会を開催し、公園灯の増設を含め、内容や利用方法等について近隣の皆様のご意見を伺ってまいります。</p>

東京都市計画公園 練馬第2・2・92号 どんぐり山憩いの森公園 現況写真



今回追加区域



今回計画変更区域

議案第458号
参考資料